

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定に関する法制化を求める意見書（案）

平成26年7月に、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が、閣議決定されました。

我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るため、また、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応するためにも、我が国と世界の平和にこれまで以上に積極的に貢献できる安全保障体制を構築する必要があります。

よって、国におかれては、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定に基づいた法制化を慎重審議の上、進めるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
安全保障法制担当大臣
内閣官房長官

宛

長野市議会議長 高野正晴